

平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原 告 石丸ハツミ ほか383名

被 告 国

参 加 人 九州電力株式会社

第20準備書面

平成31年3月8日

佐賀地方裁判所民事部合議2係 御中

被告訴讼代理人 竹野下 喜彦 代

被告指定代理人 大島 広規 代

多田 真央 代

九谷 福弥 代

桑野 博之 代

藤井 浩一 代

大澤 佳奈 代

豊見山 香織 代

野田 翔吾 代

仲 宏 代

稻口 国直 代

山 下 ひとみ
内 藤 晋太郎
小 林 勝
舛 野 龍 太
鈴 木 莉 恵 子
治 健 太
吉 本 大 二 郎
大 城 朝 久
矢 野 諭
仲 村 淳 一
森 川 久 範
前 田 后 穂
野 田 直 志
海 田 孝 明
熊 谷 和 宣
井 藤 志 暢
大 野 佳 史
種 田 浩 司
松 岡 賢
花 見 清 太 郎
田 口 達 也

川 崎 憲 二代
藤 森 昭 裕 二代
照 井 裕 之 三代
塚 部 暢 之 二代
鈴 木 征 治 郎 二代
岡 本 肇 二代
建 部 恭 成 二代
糸 川 雄 紀 三代
御 器 谷 俊 之 二代
石 井 徹 哉 二代
秋 本 泰 秀 二代
角 谷 愉 貴 二代
田 尻 知 之 二代
義 崎 健 二代
中 川 淳 二代
止 野 友 博 二代
宮 本 健 治 二代
桐 原 大 輔 二代
正 岡 秀 章 二代
山 田 創 平 二代
薩 川 英 介 二代

矢野貴大 代
大浅田 薫 代
沖田真一 代
岩崎拓弥 代
野田智輝 代
佐口浩一郎 代
佐藤雄一 代
藤原弘成 代

目 次

第1 原子炉設置（変更）許可処分取消訴訟におけるこれまでの判例・裁判例を踏まえた原告らの原告適格について	6
1 はじめに	6
2 もんじゅ最高裁判決を踏まえた検討等	8
(1) もんじゅ最高裁判決の判示	8
(2) もんじゅ最高裁判決の検討	10
(3) もんじゅ最高裁判決及び行訴法9条2項を踏まえた、原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲の検討における考慮事項（本件原子炉の概要等を除く）について	12
ア 設置許可基準規則の内容	12
イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）の趣旨・目的について	15
ウ 原災指針における原子力災害対策重点区域の範囲	16
エ 原災法及び原災指針の位置付け	17
(4) 下級審判決の状況	17
3 主張立証責任	18
4 まとめ	20
第2 本件原子炉の概要等	21
1 本件3号炉の概要	21
2 本件4号炉の概要	22

被告は、これまでの原告適格に関する主張において、原告適格を基礎づける事実については原告らが具体的に主張立証する責任を負うべきである旨主張したところであるが（被告第1準備書面第1の3・9ないし13ページ、同第5準備書面第5・40ないし44ページ）、被告は従前の主張に加え、原告適格に関して以下のとおり補充して主張する。

なお、略語等の使用は、本準備書面において新たに定義するものほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第1 原子炉設置（変更）許可処分取消訴訟におけるこれまでの判例・裁判例を踏まえた原告らの原告適格について

1 はじめに

(1) 原告適格とは、その訴訟における原告となり得る法的資格をいい、取消訴訟等の原告適格とは、対象となる行政庁の行為（処分又は裁決）が存在する場合に、その取消しを求めるのに、誰にその資格が認められるのかという問題である。

行訴法9条1項は、取消訴訟は、当該処分又は裁決を求めるにつき「法律上の利益を有する者」に限り、提起することができると定め、平成16年法律第84号による行訴法の改正で加えられた同条2項は、「裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参照するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びに

これが害される態様及び程度をも勘案するものとする。」と定めている。

(2) 当該処分の相手方（名宛人）のように、処分の法律上の効果として、直接権利利益を侵害され、義務を課される者は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有することは明らかである。問題は、当該処分の相手方以外の第三者が、その処分の取り消しを求める「法律上の利益」を有するかどうかである。

被告としても、取消訴訟の制度の目的の一つに行政の適法性の確保が含まれることを否定するものでないが、その主要な目的は、権利利益の侵害に対して被侵害者となる立場の者を救済することにあるのであるから、「法律上の利益」もこの観点から考察していかなければならない。

したがって、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は侵害されるおそれがある場合に訴えを提起できるというべきであり（法律上保護された利益説）、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するというべきである。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211ページ、最高裁昭和57年9月9日第一小法廷判決・民集36巻9号1679ページ、最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ〔もんじゅ最高裁判決〕）。なお、上記の平成16年行訴法改正において、法律上の利益の有無を判断する

考慮要素として、新たに同法9条2項が設けられたが、原告適格の判断枠組みそのものは改正前後によって変化したものではないと解されている（最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ、「周辺住民等の原告適格をめぐる諸問題」判例タイムズNo.1358・30ページ以下）。

本件の原告らは、九州電力に対してされた設置（変更）許可処分等の取消しを求める周辺住民ら（処分の相手方以外の第三者）であるから、かかる第三者が「法律上の利益」を有するかどうかが問題となる。

2 もんじゅ最高裁判決を踏まえた検討等

(1) もんじゅ最高裁判決の判示

高速増殖炉もんじゅの周辺住民が提起した原子炉設置許可処分無効確認等訴訟において、最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ（もんじゅ最高裁判決）は、原告適格について、上記1(2)と同旨の判示をした上で、次のアないしエのとおり判示し、設置許可基準について定める平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号等は、周辺住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としてもこれを保護しているものと解した上、高速増殖炉もんじゅから約29キロメートルないし約58キロメートルの範囲内の地域に居住している住民らについて、原告適格を認めた。

ア 原子炉設置許可の基準として、右の（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項）3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないとときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼ

し、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。

イ 同法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号(引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号〔技術的能力に係る部分に限る〕及び4号)は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。

ウ 右の3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号(引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号〔技術的能力に係る部分に限る〕及び4号)は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故(引用者注：重大な原子炉事故)等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別の利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解する

のが相当である。

エ そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

(2) もんじゅ最高裁判決の検討

ア もんじゅ最高裁判決は、上記のとおり、原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲について、平成24年改正前原子炉等規制法24条第1項4号等の合理的解釈から導かれるべきである旨判示しているが、この理は、平成24年法律第47号による改正によって変更されたとは認められない。

平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正によって、同法1条（目的規定）に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」を目的とすることが明示されたが、これは、平成24年改正前原子炉等規制法1条の定める「災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図る」という目的を明示的に具体化したものにすぎないのであって、原子炉等規制法は、上記改正の前後を問わず、国民の生命、健康等について保護することを目的としているものと解され（もんじゅ最高裁判決も同様の見地に立つものである〔上記(1)イ〕。伊方最高裁判決も同旨。）、平成24年改正後の原子炉等規制法43条の3の6第1項4号と、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号とは、その文言に実質的な変更はないことも踏まえると、原子炉等規制法が個別的利益として保護している範囲は、上記改正の前後を問わず基本的に同一であると解するのが自然かつ合理的である。

以上のとおり、平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正の

前後を問わず、原子炉の設置変更許可処分の取消訴訟における原告適格については、もんじゅ最高裁判決が妥当する。

イ もんじゅ最高裁判決の判示のとおり、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号に規定する「災害」とは、放射性物質等が原子炉の外部に放出されることにより、周辺住民等の生命、身体に対し重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなどの深刻な事態を引き起こすことを意味すると解される。もんじゅ最高裁判決は、このような原子炉等設置許可処分の根拠法規の解釈により、原子炉の事故等がもたらす災害により「その生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受ける」ことが想定される者を、当該処分により自己の法律上保護された利益を必然的に侵害されるおそれのある者として、原告適格を認めたものである。

ウ そして、もんじゅ最高裁判決における「(原子炉の)事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民」という原告適格を有する者の範囲について、同判決の最高裁調査官解説は、「規制法が具体的保護の範囲を、当該原子炉についての具体的諸条件を一切捨象した形式的基準により一律に画する旨の立法政策を探っていると解する原審の右判断（引用者注：当該原子炉から半径20キロメートルの範囲内に住居を有する者に原告適格を認める判断）には疑問があるといわざるを得ない。」、「本判決の右判示は、具体的事案において、個々の原告が、右の『客観的な枠』の中に入っているか否かの判断をする場合には、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係に重点をおいて判断すべきであるというものであり、また、『社会通念に照らし、合理的に判断すべき』であると判示しているのは、例えば、東京都に居住する者が、北海道や九州等に設置予定の原子炉に係る設置許可処分の取消訴訟ないし無効確認訴訟を提起したような場合には、社会通念からみ

て、原告が、当該原子炉の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものとは想定し得ないから、その原告適格を否定すべきものとする趣旨であり、社会通念による、ある程度大まかな判断を許容する趣旨であろう。原告適格の有無の判断が、本来、訴訟の入口の段階で行われるものであることにかんがみると、右のような判断の方法によるのが適當とうべきであって、想定される原子炉事故の規模、右事故による放射性物質の排出量及びこれによりどの程度の健康被害を当該原告が受けるか等についての当事者双方の詳細な主張、立証、鑑定等を経た上で、原告適格の有無を判定するというような判断の方法は、適切なものとはいえないようと思われる。」と述べている（350、353及び354ページ）。

また、もんじゅ最高裁判決の最高裁調査官解説では、「右規定（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号〔技術的能力に係る部分に限る。〕及び4号の規定）によりその個別的利益が配慮されるものと解される住民の範囲については、右規定に基づく当該原子炉の基本設計についての安全審査（平常時に当該原子炉から空気中又は水中に排出される放射性物質の周辺環境、特に人体に対する影響とその評価、当該原子炉の事故防止対策ないし事故対策の審査）が、どの範囲の周辺地域・住民を対象として行われることが予定されているかという観点、換言すれば、規制法は、原子炉設置許可の段階で、どの範囲の周辺地域・住民の生命、身体の安全等を、一般公衆のそれとは区別して、特に配慮し、視野に入れた上で右安全審査を行うべきものとしているかという観点から検討されるべきであろう。」と述べている（350ページ）。

- (3) もんじゅ最高裁判決及び行訴法9条2項を踏まえた、原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲の検討における考慮事項（本件原子炉の概要等を除く）について

ア 設置許可基準規則の内容

(ア) 設置（変更）許可処分の基準

原子炉等規制法を根拠に周辺住民の原告適格を肯定し得るとした場合、原告適格を認める範囲も原子炉等規制法の規定の合理的解釈から導かれる必要があり、原子炉等規制法における安全審査がどの周辺地域・住民を対象として行われることを予定しているのか、という観点から検討する必要がある（もんじゅ最高裁判決の最高裁調査官解説・349及び350ページ）。

この点、原子炉設置許可処分の基準については、平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法により、原子力規制委員会規則に委任されるなどしており、当該基準の具体化・明確化を通じ、より一層の安全確保が図られているところである。原子炉設置（変更）許可処分の審査に当たっては様々な具体的な審査基準が存するが、設置許可基準規則は原子炉等規制法43条の3の6第1項4号の規定により原子炉等規制法の委任を受けて定められた原子力規制委員会規則であり、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」を審査する際の基準である。原子炉設置（変更）許可処分の際に、原子炉等規制法1条の目的で定める「災害の防止」を図るための最も基本的かつ重要な基準の一つである。

(イ) 設置許可基準規則の内容

原子炉等規制法は、原子炉等による災害の防止を図るために、原子力施設の位置、構造及び設備が当該災害の防止上支障がないものであることを要するものとしているが、当該基準の具体的な内容は、設置許可基準規則の定めるところによるのであり、同規則第2章において設計基準対象施設について、第3章において重大事故等対処施設について定められ

ている。ここで、設計基準対象施設とは、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要なものをいい（同規則2条2項7号）、重大事故等対処施設とは、重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するための機能を有する施設をいう（同11号）。設置許可基準規則に、かかる基準が定められた趣旨は、原子炉等規制法の場合と同様であり、原子炉等による災害の防止という原子炉等規制法の趣旨を徹底することにある。

(4) 重大事故等対策

重大事故等対策は、設置許可基準規則第3章の重大事故等対処施設として定められているが、原因を問わず、設計基準対象施設の持つ安全機能が喪失することをあえて仮定し、その場合でも、重大事故等対処施設等により、炉心の著しい損傷や格納容器の破損を防止する対策を行っている。例えば、原子炉格納容器の破損に関しては、放射性物質の放出を行ってでも、その破損を防止することを要求しているが（設置許可基準規則37条、50条）、原子炉格納容器が仮に破損すれば大量の放射性物質が放出され、原子力施設近傍の地域・住民に直接的かつ重大な被害が生じることから、原子炉格納容器破損を防止するために格納容器外に放出する放射性物質の量（セシウム137の総量）は100TBqを下回る量としている（同規則37条、有効性評価ガイド3.2.1（乙第105号証・14ページ）。この量は、放射性物質による環境への汚染の視点も含め、環境への影響をできるだけ小さくとどめるものであることが求められているところ（同規則37条2項の解釈2-3(c)）、原子力発電所のサイトの近隣に住む住民が長期避難を余儀なくされる事態となる見込みが少ないと考えられるものである。このように、重大事故

等対策における格納容器破損防止対策には、原子力施設近傍の地域・住民や環境の保護を図ったものもある。

イ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）の趣旨・目的について

(ア) 原災法は、「原子力災害の特殊性にかんがみ」原子炉等規制法、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）「その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的」（同法1条）とする。

(イ) 原災法6条の2第1項を受けて策定される原災指針は、「国民の生命及び身体の安全を確保することが最も重要であるという観点から、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するための防護措置を確実なものとすること」をその目的とする（乙第106号証・1ページ）。当該指針は、国際原子力機関（以下「IAEA」という。）の定めた原子力防災に関する安全基準^{*1}が定める判断基準を踏まえたほか、福島第一発電所事故の後に、旧原子力安全委員会のとりまとめによる「原子力施設等の防災対策について」（旧指針）等の内容を精査し、さらに、国会、政府、民間の各事故調査委員会からの報告書等を考慮した上で、原子力規制委員会において定めたものである。

(ウ) 以上から、原災法及び原災指針は、原子力災害に対する対策の強化を図ることを目的としており、災害を未然に防ぐために原子炉の運転等に

*1 IAEA Safety Standards Safety Guide No.GS-G2.1

に対する必要な規制を行うことを目的とする原子炉等規制法と補完し合う関係を有しているものと考えられ（乙第107号証・22ページ），これらは密接に関連するものといえる。

ウ 原災指針における原子力災害対策重点区域の範囲

- (7) 原災法の委任を受けた原災指針においては，原子力災害の発生を想定して原子力災害対策重点区域^{*2}として，放射線被ばくにより重篤な確定的影響を回避する区域（以下「P A Z^{*3}」という。P A Zは原子力施設からおおむね半径5キロメートルを目安とする。）と，確率的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に押さえる区域（以下「U P Z^{*4}」という。U P Zは，原子力施設からおおむね半径30キロメートルを目安とする。）を定めている。この距離設定は，原災指針の目的・趣旨（乙第106号証・1ページ）にもあるとおり，IAEAの安全基準や福島第一発電所事故の教訓等を踏まえて設定されたものである。
- (4) このP A ZとU P Zとの差異は，P A Zは，原子力施設での事故発生の際には「即時避難」，すなわち万一被ばくした場合その影響が大きい

*2 原子力災害が発生した場合において，放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ，影響が及ぶまでの時間は，異常事態の態様，施設の特性，気象条件，周辺の環境状況，住民の居住状況等により異なるため，発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際，住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには，あらかじめ異常事態の発生を仮定し，施設の特性等を踏まえて，その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で，重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくことが必要であり，当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という（乙第106号証・51ページ）。

*3 P A Z（Precautionary Action Zone）とは，急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため，緊急時活動レベル（E A L）に応じて，即時避難を実施する等，通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（乙第106号証・52ページ）をいう。

*4 U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone）とは，確率的影響のリスクを最小限に抑えるため，緊急時活動レベル（E A L），運用上の介入レベル（O I L）に基づき，緊急防護措置を準備する区域（乙第106号証・52ページ）をいう。

ことから被ばくを許容しない考え方に基づき、当該原子力施設からの放射性物質の放出前から予防的に防護措置を実施する区域であるのに対して、UPZは、放射性物質の放出後の状況に応じて避難や屋内退避等を準備する区域であることから、ある一定程度の被ばくは許容するとの考え方に基づくものである。

エ 原災法及び原災指針の位置付け

原子炉等規制法及び設置許可基準規則に違反してされた原子炉等の設置（変更）は、原子炉等による重大な事故が発生した場合に、原子炉施設周辺の住民に直接的かつ重大な被害をもたらすおそれがある。原災法及び原災指針は、実際に原子力災害が発生した場合を想定した上で、国際基準等も参照した上で設定されており、法律上保護に値する利益を有するか否かを考慮するに当たり、これらも勘案するのが相当である。

(4) 下級審判決の状況

下級審判決においては、もんじゅ最高裁判決に沿い、原子炉との位置関係のみならず、原子炉の規模等の具体的諸条件を勘案して、原告適格の有無を判断している。

例えば、東海第二発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に関する東京高等裁判所平成13年7月4日判決（判例時報1754号35ページ）は、「各控訴人らの右の各住所は、いずれも本件原子炉施設から約三キロメートルないし約二〇キロメートルの範囲内の地域にあることが認められる。そうすると、（中略）本件原子炉が電気出力約一一〇万キロワット、熱出力約三三〇万キロワットの沸騰水型の原子炉であることが認められることなどからして、右の各控訴人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるか

ら、本件処分の取消しを求めるについて、行訴法九条にいう『法律上の利益を有する者』に該当するものと認めるのが相当である。」と判示し、距離を中心としながらも、本件原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を勘案して原告適格を判断している（本件原子炉施設から100キロメートル余もの遠隔地に居住するに至った者については、原告適格を否定した。⁴⁵⁾。

3 主張立証責任

- (1) 原告適格を基礎づける事実については、原告らが主張、立証責任を負うべきであり（司法研修所編「改訂行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」112ページ）、原告らにおいて、当該原子炉の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるという原告適格を基礎づける具体的な事実等を主張、立証しない限り、原告適格は認められず、当該訴えは却下されるべきことになる。
- (2) この点、福島第一原子力発電所の設置許可処分の無効確認訴訟である東京地方裁判所平成26年1月14日判決（判例秘書登載）は、原告適格について、もんじゅ最高裁判決を踏まえ、以下のとおり判示する。
- ア 原告適格の有無の判断は、本来、訴訟の入口の段階で問題となるものであるから、想定される原子炉事故の規模、当該事故による放射性物質の放出量及びこれによりどの程度の健康被害を当該原告が受けるか等についての当事者双方の詳細な主張立証を経た上で判断するのは相当ではなく、原

*5 この点、同判決は、想定される事故等の態様や規模によっては、遠隔地に居住している者であっても被害を被る事態も想定されないではないとしつつも、「遠隔地に居住する住民について想定される被害は、もはや原子炉施設周辺に居住している住民について認められる個別、具体的な被害の域を超えて、むしろ広く一般公衆について等しく考えられる抽象的、一般的な被害という性質を有するにすぎないものというべきであり、したがって、このような被害の可能性を理由に、本件訴訟の原告適格を認めることは困難なものといわなければならない」と判示している。

告適格の有無の判断は、社会通念によるある程度大まかな判断が許容されると解すべきであるが、社会通念に照らし合理的に判断するためには、原子炉規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号（引用者注：判決当時の条文。平成24年改正後原子炉等規制法においては43条の3の6に相当）所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る原子炉事故等の内容、程度、原子炉の事故等により放出される放射性物質の種類、量、それらの放射性物質が身体、生命等に与える影響の有無、程度等に関する基礎的な科学的、専門技術的な知見を基に想定せざるを得ない。

イ 原告適格は公益的意義を有する訴訟要件であり、その有無は職権調査事項であるが、その判断の基礎となる資料の収集については弁論主義の適用があり、原告適格の有無が問題となる場合には、原告が原告適格を有することを基礎付ける事実につき主張立証責任を負うものと解すべきである。しかしながら、原子炉設置許可処分の無効等確認の訴えの原告適格の有無を判断するためには、本件原子炉の原子炉規制法24条1項3号（技術的能力に係る部分に限る。）及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合に起こり得る原子炉の事故等の内容、程度、原子炉の事故等により放出される放射性物質の種類、量、それらの放射性物質が身体、生命等に与える影響の有無、程度等を想定する必要があるが、これらの事項を合理的に想定するためには、科学的、専門技術的な知見が必要となるところ、原子炉規制法が、原子炉設置許可処分につき、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的・専門技術的知見に基づく意見を尊重してしなければならないものとし（原子炉規制法24条2項）、原子炉の安全性審査の際には原子力安全委員会の意見その他の科学的・専門技術的知見を踏まえて設置許可の許否を判断していることからすると、原子炉設置許可権限を有する内閣総理大臣（及びその事務を承継した原子

力規制委員会)は、その権限行使の過程等において上記の科学的・専門的知見を取得し保有しているものと考えられる。したがって、原告が原子炉設置許可処分の無効等確認の訴えについて原告適格を有することを基礎付ける事実を一定程度主張立証した場合には、処分行政庁の属する被告(国)の側において、原告の主張立証が合理的なものでないことを主張立証しない限り、原告適格を肯定すべきものと考えられる。

(3) 前記(2)の判示は、伊方最高裁判決の判示を踏まえたものであるが、今日において、上記判示が指摘するような証拠の偏在は存しない。

すなわち、伊方最高裁判決で判断の対象とされた原子炉設置許可処分は、昭和47年11月28日にされたものであり、同設置許可処分の申請書や審査書は原子力月報等の文献で公表されていたが、インターネット技術が存在する時代ではなかったため、上記判決に係る一審原告らが申請書等にアクセスするのは、現在ほど容易ではなかった。また、その当時の安全審査に関する議事録は、その当時の慣行上、数枚程度の簡潔なもので逐語的なものではなかった。これに対し、今日において、伊方最高裁判決が前提とした証拠の偏在は、もはや存在しない。現に、本件訴訟において、原告らは、原子力規制委員会が公表している資料や学者による論文発表に基づいて主張立証を行うことができているのであるから、証拠の偏在が解消されていることは明らかである。

したがって、本件においては、伊方最高裁判決と同旨の論旨で原告適格についての主張立証責任の所在を判示した、上記判決の論旨は、妥当しないと考えられる。仮に、上記の判決の判示が妥当するとしても、少なくとも上記判示のとおり、原告側において、原告適格を有することを基礎付ける事実を一定程度主張立証することが必要であるところ、現段階では、そのような主張立証はされていない。

4 まとめ

以上のとおり、原子炉設置（変更）許可処分取消しを求める周辺住民らに原告適格が認められるか否かについては上記2(3)で整理した事項及び第2で述べる原子炉の種類等の事項をも考慮に入れた上で、原告ごとに、原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるか否かを社会通念に照らし合理的に判断すべきであり、一律半径○kmなどといった判断手法を探ることは相当でない。この点、もんじゅ最高裁判決の最高裁調査官解説に照らせば、当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心とした個別具体的な判断をすべきとするのが、もんじゅ最高裁判決の趣旨であると解されるのであって、原告らにおいて原告適格を基礎付ける事実につき一定程度の主張立証すらしていない本件訴訟の現在の状況において、被告から、原告適格について積極的に主張することは困難である。

第2 本件原子炉の概要等

以下では、もんじゅ最高裁判決が、本件原子炉に社会通念上合理的に想定しうる過酷な事故が発生した場合に、原告の居住する地域に居住する住民が事故により放出される放射性物質により、生命、身体等に対する直接的かつ重大な影響を受けるか否か判断する上で、考慮すべきとする本件原子炉の種類、構造、規模等、本件原子炉の概要について述べる。

1 本件3号炉の概要

本件各号炉のうち、3号炉は、参加人（九州電力）が昭和59年10月12日に通商産業大臣（当時）から設置許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、佐賀県東松浦郡玄海町に建設した加圧水型軽水炉（PWR）である。3号炉は、昭和60年8月に建設工事が開始され、平成6年3月18日に通常運転を開始した。

3号炉は、福島第一発電所事故後に定期検査のため原子炉を停止していたが、

平成29年1月18日に設置変更許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、平成30年3月23日に再起動し、同年5月16日に通常運転を開始した。

3号炉の熱出力は342万3千キロワットであり、電気出力は118万キロワットの発電設備を有している。燃料には低濃縮二酸化ウラン、ウラン・プルトニウム混合酸化物が用いられ、燃料装荷量は約89トンである。

2 本件4号炉の概要

本件各号炉のうち、4号炉は、参加人が昭和59年10月12日に通商産業大臣（当時）から設置許可処分を受け、その後、工事計画の認可等を経て、佐賀県東松浦郡玄海町に建設した加圧水型軽水炉（PWR）である。4号炉は、昭和60年8月に建設工事が開始され、平成9年7月25日に通常運転を開始した。

4号炉は、福島第一発電所事故後に定期検査のため原子炉を停止していたが、平成29年1月18日に設置変更許可を受け、その後、工事計画の認可等を経て、平成30年6月16日に再起動し、同年7月19日に通常運転を開始した。

4号炉の熱出力、電気出力及び燃料装荷量は3号炉と同様であり、燃料には低濃縮二酸化ウランが用いられている。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 佐賀地方裁判所平成25年(行ウ)第13号

玄海原子力発電所3号機、4号機運転停止命令義務付け請求事件

原告 石丸ハツミ ほか383名

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
数字				
1990年勧告	I C R P の 1990 年勧告 (乙第 13 号証)	第5準備書面	5	
1号機	福島第一発電所1号機	第5準備書面	33	
2007年勧告	I C R P の 2007 年勧告 (乙第 15 号証)	第5準備書面	10	
2号要件	(改正原子炉等規制法43条の3 の6第1項2号で定められた) その者に発電用原子炉を設置する ために必要な技術的能力があるこ と	第2準備書面	32	
3号要件	(改正原子炉等規制法43条の3 の6第1項3号で定められた) その者に重大事故(発電用原子炉 の炉心の著しい損傷その他原子 力規制委員会規則で定める重大な 事故をいう。第43条の3の22 第1項(中略)において同じ。) の発生及び拡大の防止に必要な措	第2準備書面	32	

	置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること			
4号要件	(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項4号で定められた) 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること	第2準備書面	30及び 31	
英字				
(a)ルート	「壇他の式」(レシピ(12)式)と(レシピ(13)式)を用いてアスペリティ面積比を求める手順であり、 M_0 からスタートし、加速度震源スペクトル短周期レベルA、(13)式を経て、アスペリティの総面積 S_a に至る実線矢印のルート	第15準備書面	21	
(b)ルート	地震モーメントの増大に伴ってアスペリティ面積比が増大する場合に、地震モーメント M_0 や短周期レベルAに基づきアスペリティ面積比等を求めるのではなく、「長	第15準備書面	21	

	「大な断層」と付記された破線の矢印のとおり、アスペリティ面積比を約0.22の固定値に設定するルート			
IAEA	国際原子力機関	第20準備書面	15	
ICRP	国際放射線防護委員会	第5準備書面	5	
Katoほか(2016)	Aitaro KATO (2016) (甲第77号証)	第17準備書面	35	
Sub	地下に存在する震源断層の長さ	第13準備書面	15	
MCCI	溶融炉心・コンクリート相互作用	第14準備書面	15	
MFCI	使用済み燃料プールへの注水不能による水位低下により、露出した燃料に、冷却不足によって破損、溶解が生じ、プール底面のコンクリートとの間で生じる相互作用	第5準備書面	34	
PAR	静的触媒式水素再結合装置	第14準備書面	15	
PAZ	放射線被ばくにより重篤な確定的影响を回避する区域	第20準備書面	16	
PRA	確率論的リスク評価	第10準備書面	8	
PWR	加圧水型軽水炉(PWR)	第1準備書面	16	
Somerville規範	「Somerville et al. (1999)」においては、すべり量の平均値が「0.3」倍未満である場合にトリミングするとの規範	第13準備書面	33	
S波速度	せん断波速度	第13準備書面	64	
SR CMOD	Finite-Source Rupture Model Da	第15準備書面	46	

	tabase (甲第 88 号証)			
UP Z	確率的影響のリスクを合理的な範囲で最小限に押さえる区域	第20準備書面	16	
あ				
安全審査指針 類	旧原子力安全委員会（その前身としての原子力委員会を含む。なお、平成24年9月19日の原子力規制委員会発足に伴い、原子力安全委員会は廃止され、その所掌事務のうち必要な部分は原子力規制委員会に引き継がれている。）が策定してきた各指針	第2準備書面	40	
い				
伊方最高裁判 決	最高裁判所平成4年10月29日 第一小法廷判決・民集46巻7号 1174ページ	第5準備書面	6	
入倉氏	入倉孝次郎氏	第13準備書面	24	
入倉 (201 4)	入倉孝次郎=宮腰研=釜江克宏 「強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討」	第6準備書面	24	
入倉ほか (1 993)	入倉孝次郎ほか「地震断層のすべり変位量の空間分布の検討」	第15準備書面	39	
入倉・三宅(2 001)	シナリオ地震の強震動予測	第6準備書面	5	

お				
汚染水	福島第一発電所建屋内等で生じた放射能を有する水	第2準備書面	6	
か				
改正原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正後の原子炉等規制法 ※なお、平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を特段区別しない場合には、単に「原子炉等規制法」という。	第2準備書面	5	第1準備書面から略称を変更
き				
菊地ほか(2003)	Kikuchi et al. (2003) (乙第83号証)	第15準備書面	46	
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則	第1準備書面	20	
技術的能力審査基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するため必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号) (乙第41号証)	第9準備書面	5	
基準地震動による地震力	当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第6準備書面	6	
基本震源モデル	震源特性パラメータを設定したモデル	第6準備書面	10	

九州電力	九州電力株式会社	第1準備書面	4	
強震動予測レ シピ	震源断層を特定した地震の強震動 予測手法（「レシピ」）（乙第57, 79, 99号証）	第13準備書面	13	
行訴法	行政事件訴訟法	第1準備書面	4	
け				
原告ら準備書 面(1)	原告らの平成26年9月10日付 け準備書面(1)	第5準備書面	6	
原告ら準備書 面(2)	原告らの平成26年12月26日 付け準備書面(2)	第5準備書面	5	
原告ら準備書 面(3)	原告らの平成27年11月13日 付け準備書面(3)	第7準備書面	4	
原告ら準備書 面(4)	原告らの平成27年12月25日 付け準備書面(4)	第8準備書面	4	
原告ら準備書 面(6)	原告らの2016（平成28）年 6月24日付け準備書面(6)	第11準備書面	5	
原告ら準備書 面(7)	原告らの2016（平成28）年 9月15日付け準備書面(7)	第12準備書面	7	
原告ら準備書 面(8)	原告らの2016（平成28）年 12月12日付け準備書面(8)	第13準備書面	9	
原告ら準備書 面(9)	原告らの2017（平成29）年 3月10日付け準備書面(9)	第13準備書面	9	
原告ら準備書 面(10)	原告らの2017（平成29）年 6月12日付け準備書面(10)	第14準備書面	7	
原告ら準備書 面(11)	原告らの2017（平成29）年 7月14日付け準備書面(11)	訴えの変更申 立てに対する	5	

		答弁書		
原告ら準備書面(12)	原告らの2017(平成29)年11月24日付け準備書面(12)	第15準備書面	10	
原災指針	原子力災害対策指針	第20準備書面	15	
原災法	原子力災害対策特別措置法	第20準備書面	15	
原子力災害対策重点区域	原子力災害が発生した場合において、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うために、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域	第5準備書面	23	
原子力発電工作物	電気事業法における原子力を原動力とする発電用の電気工作物	第2準備書面	29	
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第1準備書面	13	
原子炉設置(変更)許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を併せて	第2準備書面	30	
原子炉等規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第1準備書面	4	第2準備書面で略称を変更
二				
広域地下構造調査(概査)	地震発生層を含む地震基盤から解放基盤までを対象とした地下構造調査	第18準備書面	49	
後段規制	段階的規制のうち、設計及び工事の方法の認可以降の規制	第2準備書面	16	
近藤委員長	平成23年3月25日当時の内閣	第5準備書面	6	

	府原子力委員会委員長である近藤 駿介			
さ				
佐賀地裁決定	佐賀地方裁判所平成29年6月1 3日決定（乙第96号証）	第17準備書面	46	
し				
敷地近傍地下 構造調査（精 査）	地震基盤から表層までを対象とし た地下構造調査	第18準備書面	49	
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関 係をも含めた事故の防止対策	第3準備書面	5	
地震調査委員 会（2007）	地震本部地震調査委員会「200 5年福岡県西方沖の地震の観測記 録に基づく強震動予測手法の検証 について（中間報告）」	第13準備書面	68	
地震等基準検 討チーム	断層モデルを用いた手法による地 震動評価に関する専門家を含めた 発電用軽水型原子炉施設の地震・ 津波に関わる規制基準に関する検 討チーム	第6準備書面	17	
地震動審査ガ イド	基準地震動及び耐震設計方針に係 る審査ガイド（乙第32号証）	第6準備書面	10	
地震本部	地震調査研究推進本部	第6準備書面	11	
地震本部長期 評価手法報告 書	地震本部の「『活断層の長期評価 手法』報告書（暫定版）」（乙第1 00号証）	第18準備書面	22	

地震本部レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法（乙第33号証）	第6準備書面	11	第13準備書面以降、「強震動予測レシピ」に略語変更
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）	第2準備書面	31	
島崎証言	島崎氏の名古屋高等裁判所金沢支部に係属する事件における証言	第17準備書面	19	
島崎提言	島崎氏による「最大クラスではない日本海『最大クラス』の津波」と題する論文における提言	第13準備書面	23	
島崎発表	平成27年の日本地震学会秋季大会を含めた複数の地震関係の学会において行われた、「入倉・三宅式」は過小評価をもたらすという内容の島崎氏の発表	第13準備書面	11	
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第3準備書面	5	
重大事故等	重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故	第3準備書面	6	
重大事故等対策	重大事故の発生防止対策及び重大事故の拡大防止対策	第3準備書面	5	

重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第3準備書面	5	
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第3準備書面	5	
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第18準備書面	10	
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第18準備書面	9	
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第18準備書面	9	
新規制基準	設置許可基準規則及び技術基準規則等	第1準備書面	20	
審査基準等	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に関する審査基準等	第2準備書面	39	

す				
滑り分布モデル	国土地理院が示した、不均質なすべり分布を仮定したモデル「本震の震源断層モデル（滑り分布モデル）」（乙第94号証）	第17準備書面	38	
せ				
設置許可基準規則	実用発電所用原子炉及び附属施設の位置、構造及び施設の基準に関する規則	第1準備書面	4	
設置許可基準規則の解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定）（乙第9，97号証）	第3準備書面	6	
設置変更許可申請等	設置変更許可及び工事計画認可の各申請	第1準備書面	27	
設置法	原子力規制委員会設置法（平成24年6月27日法律第47号）	第1準備書面	19	
そ				
訴訟要件③①	救済の必要性について、一定の処分がされないことによる重大な損害を生ずるおそれがあること	第1準備書面	5	
訴訟要件④	原告らが、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ぜることを求めるにつき、法律上の利益、すなわち原	第1準備書面	5	

	告適格を有する者であること			
た				
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第18準備書面	8	
武村（1998）	日本列島における地殻内地震のスケーリング則—地震断層の影響および地震被害との関連—	第6準備書面	5	
武村式＋片岡他の式手法	「壇他の式」を「片岡他の式」に置き換えた手法	第17準備書面	42	
田島ほか（2013）	田島礼子氏ほかによる「内陸地殻内および沈み込みプレート境界で発生する巨大地震の震源パラメータに関するスケーリング則の比較研究」（乙第94号証）	第17準備書面	61	
ち				
地質審査ガイド	敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド（平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定）（乙第10号証）	第3準備書面	6	
地理院暫定解	平成28年熊本地震の震源断層モデル（暫定）（乙第93号証）	第17準備書面	36	
て				

適合性判断等	原子力規制委員会が本件各原子炉施設について行う、原告らの主張する事項及び内容が設置許可基準規則に適合するか否かの判断並びに使用停止等処分の発令についての判断	第5準備書面	42	
と				
特定重大事故等対処施設	重大事故等対処施設のうち、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより炉心の著しい損傷が発生するおそれがある場合又は炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損による工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を抑制するためのもの	第18準備書面	9	
に				
任意移転者	年間線量が自然放射線量を大幅に超えることを理由に移転を希望する者	第5準備書面	34	
ね				
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第2準備書面	35	
は				
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会の発電用原子炉の設置許可を受けた者	第2準備書面	17	

ふ				
福井地裁仮処分決定	福井地方裁判所平成27年4月14日決定	第15準備書面	10	
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第2準備書面	6	
福島第一発電所事故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所における原子炉事故	第1準備書面	19	
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法	第1準備書面	10	
平成24年審査基準	平成24年9月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
平成24年防災基本計画	中央防災会議が平成24年9月に、福島第一発電所事故を踏まえて見直しを行った防災基本計画 (乙第22号証)	第5準備書面	22	
平成25年審査基準	平成25年6月19日付けの審査基準等	第2準備書面	40	
ほ				
本件3号炉	玄海原子力発電所3号炉	第1準備書面	4	
本件4号炉	玄海原子力発電所4号炉	第1準備書面	4	
本件各原子炉施設	本件各原子炉とその附属施設	第1準備書面	4	
本件各号炉	本件3号炉及び4号炉	第1準備書面	4	
本件シミュレ	平成24年10月24日付けで原	第5準備書面	6	

ーション	子力規制委員会が公表した原子力発電所の事故時における放射性物質拡散シミュレーション			
本件資料	前原子力委員会委員長の近藤駿介氏が作成した平成23年3月25日付け「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題する資料（甲第28号証）	第5準備書面	6	
本件審査	本件設置変更許可処分に係る適合性審査	第18準備書面	7	
本件設置変更許可処分	原子力規制委員会が平成29年1月18日付けでした本件各原子炉施設の設置変更許可処分	訴えの変更申立てに対する答弁書	5	
み				
宮腰（2015）	強震動記録を用いた震源インバージョンに基づく国内の内陸地殻内地震の震源パラメータのスケーリング則の再検討	第8準備書面	16	第15準備書面以降、「宮腰ほか（2015）」ともいう。
宮腰ほか（2015）正誤表	宮腰ほか（2015）表6（乙第40号証）の地震データの値の一部についての正誤表	第15準備書面	42	
も				
もんじゅ最高	最高裁判所平成4年9月22日第	第1準備書面	10	

裁判決	三小法廷判決・民集46巻6号5 71ページ			
や				
山形発言	平成25年8月20日の審査会合 における原子力規制庁の山形浩史 ・安全規制管理官（当時）の発言	第15準備書面	38	
ゆ				
有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷 防止対策及び格納容器破損防止対 策の有効性評価に関する審査ガイ ド（乙第12, 105号証）	第10準備書面	9	
ろ				
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷 又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵す る燃料体若しくは使用済燃料の著 しい損傷	第3準備書面	4	